

★★ すべての事業者に関わる改正です ★★

## 電子帳簿保存法 改正 (令和4年1月1日施行)

### 経営者・経理担当者が知っておくべきこと

岡崎商工会議所 中小企業相談所

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。

また、電子取引については印刷したものの保存は認められずデータでの保存が義務化されます。これは、ウェブでの注文やメールでの請求書の受領等を行うすべての事業者に影響するものです。今回、経理の実務上の注意点やすべきことをわかりやすく説明いたします。ぜひ、ご受講ください。

日 時 : 令和4年 **1月12日** (水) 午後1時30分～3時30分

内 容 : ① 電子帳簿保存法の改正で、経理実務は何か変わるのか？  
 ② 経理担当者は、何をどうすればよいの？  
 ③ もし、税務調査が入ったら、何を見られるの？  
 ～今、準備しておくこと、注意すること  
 ④ 質疑応答

会 場 : 岡崎商工会議所 2F 中ホール

参 加 料 : 無 料 (定員40名)

講 師 : 黒野晃司税理士事務所 税理士 黒野 晃司 氏

申 込 み : 以下の申込用紙に必要事項をご記入のうえFAXまたはメールにてお申込み下さい

問 合 先 : 岡崎商工会議所 中小企業相談所 担当：井波、今泉、鈴木  
 TEL:0564-53-6500 FAX:0564-53-0101  
 e-mail: jizokuka@okazakicci.or.jp

\*個別でのご相談は、本所専門家相談をご利用いただけます。

\*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入館いただく際にサーモグラフィによる検温とマスクの着用等を願います。また、咳や熱等の症状のある方はご来所を控えていただきますようお願いいたします。

岡崎商工会議所 中小企業相談所 行 (FAX 0564-53-0101)

### 電子帳簿保存法改正 講習会 (1/12 (水)) 参加申込書

事業所名 \_\_\_\_\_ 参加者氏名 \_\_\_\_\_

業種 \_\_\_\_\_ 従業員数 (役員・パート・アルバイトを除く) \_\_\_\_\_ 名

TEL / \_\_\_\_\_ FAX / \_\_\_\_\_

E-mail/ \_\_\_\_\_

\*ご記入いただいた情報は、岡崎商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講師には参加者名簿として配付します。